

矢吹町スポーツ振興審議会に関する条例(昭和37年3月22日条例第8号)

最終改正:平成8年3月18日条例第18号

改正内容:平成8年3月18日条例第18号[平成22年11月30日]

○矢吹町スポーツ振興審議会に関する条例

昭和37年3月22日条例第8号

改正

平成8年3月18日条例第18号

矢吹町スポーツ振興審議会に関する条例

(設置)

第1条 矢吹町文化・スポーツ振興条例によるスポーツ振興を図るため、矢吹町スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じてスポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツの団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、7人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は非常勤とする。

(任命)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が町長の意見を聞いて任命する。

- (1) 学識経験のあるもの
- (2) 関係行政機関の職員

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。

(細則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月18日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。